

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ（第10回）

令和3年11月11日

【浜田座長】 では、皆さん、おはようございます。ただいまから、文化審議会博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループの第10回を開催いたします。本日も御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、事務局に体制の変更があるということですので、まず御紹介をお願いいたします。

【井上戦略官】 初めまして。井上と申します。前職は内閣府の方で地方創生を担当しておりました。その前は文化庁におりまして、文化芸術基本法とか、基本計画を担当させていただいておりました。少しお手伝いさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【浜田座長】 それでは、これから議事に入ります。

第9回の前回は9月30日に開催しておりますが、前回の論議では、第6回から第7回にかけて行いましたヒアリング及び都道府県・政令指定都市に対して行ったアンケートの結果を踏まえて、今後の登録制度の在り方について具体的な検討を行ってまいりました。

今回のワーキンググループでは、議題1として、8月に文部科学大臣から文化審議会に対して行われました諮問に対する答申に向けた審議の取りまとめについて論議を行います。

また、議題2として、議題1の審議のまとめ案にも記載があり、本ワーキンググループでのこれまでの論議においてもその重要性が指摘されてきました、博物館による他館や関係機関等との連携の在り方について論議を深めたいと考えております。

では、まず議題1として、博物館法制度の今後の在り方について（審議のまとめ案）とされておりますが、前回までの論議を踏まえまして、事務局に審議のまとめ案を作成していただいておりますので、この案を基に論議を行いたいと思います。

それでは、資料1の審議のまとめ案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 浜田先生、ありがとうございます。事務局担当補佐の稲畑でございます。よろしく願いします。

本日、次長の杉浦と審議官の中原が出席予定でございますけれども、本日は遅参いたしま

して、途中で退室させていただく予定でございます。御了承ください。

それでは、本日、議題の 1 つ目として、審議のまとめ案について、御説明してまいります。資料 1 を御覧いただけますでしょうか。

通し番号 1 ページ目からでございます。まず、この文書の位置づけなんですけれども、先ほど座長から御説明いただいたとおり、これまで 9 回にわたるワーキンググループにおいて、登録制度の立てつけをどのようにしていくことが望ましいかという点については、おおむね御議論いただいてきたと理解しております。この審議のまとめ案は、8 月に文部科学大臣から出された諮問に対する答申として文化審議会としてまとめていくためのたたき台をワーキンググループとして文化審議会博物館部会に提出するためのものがございます。従いまして、新たな論点というものがたくさん出てくるわけではございませんけれども、これまでの議論を踏まえた内容がちゃんと書かれているか、足りない点はないか、書き過ぎている点はないか、あるいは全体のストーリーや論理として整合しているかなどについて御確認いただいて、御議論いただければと考えてございます。

それでは、まず 5 ページの目次から御覧いただきまして、全体の構成を御説明いたします。全体の構成及び内容は、夏にまとめていただいた審議経過報告、ワーキンググループとしての中間報告と、部会として公表させていただいた審議経過報告と大きな変更はございません。

大きく 4 つのパートに分かれておりますけれども、「博物館法」制度の現状と課題を復習した上で、第 2 章において、これからの時代にふさわしい「博物館」の在り方について論じていただいております。第 3 章に、新しい「博物館登録制度」の方向性について詳細な記述を行っているという構成でございます。

7 ページからが具体的な内容でございます。文章を読んでいただければ御案内かと思しますので、一字一句説明はいたしませんけれども、第 1 章においては、「博物館法」制度のこれまでの歩み、現状と課題についてまとめております。

10 ページからの第 2 章においては、これからの時代にふさわしい「博物館」の在り方（多様かつ高度な「文化のハブ」）として、博物館部会において、最初に議論していただいたこれからの博物館の在り方、審議経過報告では 5 つの方向性ということで議論していたような内容について書かれております。

10 ページ目からは、現在の博物館法に係る規定を確認した上で、11 ページ目は、「博物館法」の見直しに係る国内の関係する議論を御紹介した部分です。

14 ページ目からは、国際的な議論の動向について確認しております。

17 ページ目からは、新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題について記載しております。

2、これからの新しい「博物館」に求められる役割・機能として、まず1つ目に、現代社会における博物館の存在意義について御議論いただいた内容が記載されております。

(2) は、博物館の使命と今後必要とされる機能です。この辺りが非常に重要な部分になってまいりますけれども、博物館の使命として3つ挙げております。資料の保護について書いているとともに、2つ目は、調査研究に基づく情報発信、3つ目が、環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点、展示・教育について書いているということでございます。

次のページ、20 ページです。今後必要とされる役割・機能として、7つ書いていますけれども、これまで様々に御議論いただいてきたような社会的・地域的・現代的な課題について列挙してございます。

これらを集約して、これからの時代にふさわしい、新しい「博物館」に求められる役割・機能として、5つの方向性——審議経過報告でまとめていただいた3つの方向性をこれまでの議論に基づいてブラッシュアップさせていただいております。1つ目は、資料の保護と文化の保存・継承（「守り、受け継ぐ」）、2つ目が、情報の発信と文化の共有（「わかち合う」）、3つ目が、多世代への学びの提供（「育む」）、4つ目が、社会や地域の課題への対応（「つなぐ、向き合う」）、5つ目が、専門的人材の育成と持続可能な活動と経営の改善向上（「営む」）ということになってございます。

これを踏まえて、これからの時代にふさわしい「博物館」に必要となる取組として、幾つかの点を記載してございます。これと似たような記述が後でもう一度出てきますので、詳細は後で御説明いたします。

III が、これまで主にワーキンググループで御議論いただいてきた、登録制度を中心とした法制度の具体的な在り方について書かれている部分です。

(1) は、これまでの記載と重複する部分もありまして、この在り方に関するこれまでの議論です。

24 ページ、現行制度に係る課題です。これもこれまで確認してきたことです。

25 ページは、新たな登録制度の理念と目的として、この辺りから具体的な話になってまいります。新たな登録制度が目指すべきところはどのようなところかというところですので、この辺りを御覧いただきたいと考えておりますけれども、25 ページの2つ目の○にお

いて、「新しい登録制度は、博物館同士を選別・差別化したり、序列化したりするというものではなく、館の規模の大小に関わらず、できる限り多くの博物館に対して法律上の主体として振興策を適用することで、各館の活動と経営を継続的に改善・向上することを促す」——これをこれまでキーワードとして挙げさせていただいた「底上げ」と表現していますが、「とともに、予算措置をはじめとした振興策と組み合わせて総合的に推進することを通じて、新たに求められる役割に対応しようとする博物館を後押しするなど、各館の創意工夫や新たなチャレンジを支援する」——「盛り立て」と表現いたしましたが、「枠組みとすべきである」ということを書いております。

「このことにより、博物館が国民生活にとって身近で欠かせないものとなり、その文化芸術の価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更なる人材・資金・施設等の経営基盤が充実されていくという、博物館の価値を高めるための好循環が形成されることを目指すべきである」という、登録制度の目指すべき一番大きな理念をここで書かせていただいております。

25 ページの最後の○です。この「底上げ」の観点からは、現在、社会教育調査上「博物館類似施設」と分類されているような施設に対しても、広く登録されるように申請を促すための支援策についても検討する必要があることを指摘させていただいております。その際、国民にとってこの新たな登録制度の趣旨がより明確となるように、登録証や登録プレートの発行など、国による積極的な広報活動を通じて、登録されること自体が各館にとっての信用や認知度の向上につながるような制度を目指すことも望まれるとしております。

(2) は設置主体でございます。設置主体については、これまで御議論いただいていたとおり、現在、非常に地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人等に限定されているものを、非営利性を前提としつつ、設置者の法人類型による限定を可能な限りなくしていくという方向を確認させていただきたいと思っております。

(3) 審査基準です。審査基準については、博物館法上の登録制度に係る外形的な基準——これまで、やや言葉が躍ってしまっていて、外形的な基準から実質的な基準への転換なのだというような議論もいたしましたけれども、いろいろな御意見や議論を伺う中で、外形的な基準も一定程度必要であるが、外形的な基準のみならず、博物館としての活動についても考慮したものにすることが望ましいということをご指摘させていただいております。

2 つ目の○です。これは設置主体のところと関係しますが、これまで博物館法が対象としてこなかった民間の法人が設置する博物館については、今、対象とされている一般社

団法人・財団法人と同様に、一定の公益性又は非営利性を担保する必要があることについて指摘させていただいております。

審査基準については、法律で必ずしも全て定めるものではございませんので、今後、更なる検討を進めていくべきことを 27 ページの最初の○に記載しております。

(4) 審査主体・プロセスについては、これもこれまでの議論と同様でございますが、登録に係る審査主体については、様々な議論がございましたけれども、基本的には引き続き都道府県・指定都市の教育委員会が担うことが適当であるという結論とさせていただいております。

2つ目の○です。その審査の質のばらつきがあるのではないかという御指摘に対しても、できる限りそういうことを抑えていくということについて記載しています。

3つ目の○です。一方、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、第三者の専門家組織の一定の関与について記載してございます。この専門家の関与についてはいろいろな意見がございましたけれども、基本的には、それぞれの教育委員会において、第三者の専門家組織を組織するという方向で書いておりますけれども、「このような第三者組織を全国でひとつのものとして組織し、法律上位置づけることについては、地方公共団体の権限との関係を含む地方分権の観点も考慮しつつ、引き続き検討を行う必要がある」という記載をしております。

次のページ、28 ページです。継続的に活動と経営の改善向上を図る仕組みとして、登録した後でどうするかということについても、御議論いただいた内容を文書にしております。現行制度では、登録したら、変更があった場合に変更届出を行って、登録の要件を欠く場合には登録の取消しが行われるというシステムがございましたけれども、これは必ずしも十分に機能していないということを踏まえて、審査基準の見直しに伴って、博物館の運営状況について定期的に報告を頂くというシステムを導入してはどうかということを記載しております。

ここまでの、これまでの登録制度に関する議論をまとめた部分でございます。座長から御紹介があったとおり、(6)には、これまで必ずしも十分に議論が深められていない、博物館によるネットワーク化と言っていたような部分について踏み込んだ記載をさせていただきます。この点については、新たな論点でございますので、今日の後半で議論させていただければと考えてございます。

少し飛びまして、30 ページ、(7)です。新制度と連動した総合的な博物館振興策の推進

ということですがけれども、これまでインセンティブと表現していた部分ですがけれども、登録されることに伴ったインセンティブを増やしていく。インセンティブだけではなくて、予算で他の法体系と連動した振興策、その他広報・宣伝の実質的な支援など、総合的に博物館の振興策を進めていく必要があるのだという書き方にさせていただきます。

最後に、その他関連する事項として、学芸員制度に係る継続的な検討を記載させていただきます。これまでの議論のとおり、学芸員制度については中長期的な課題として整理いたしておりますけれども、31 ページの下から 2 つ目、学芸員補の資格については、切り離して、今回の法制度の見直しにおいて措置が可能なのではないかという点について記載しております。ただ、既に学芸員の勤務をされている方に影響しないように、適切な経過措置を措置する必要はあるという点について記載させていただきます。

32 ページの (2) に様々な専門的職員の養成・資質向上という点について記載しておりますけれども、この学芸員制度については中長期的課題と整理いたしましたけれども、学芸員の資質向上あるいは、これまでの議論で、専門的職員は学芸員だけではなくて、非常に多様な専門性を持った専門家が博物館では働かれているのだということを踏まえて、このような人たちに対する資質の向上・養成は早急に行っていく必要があるという点について指摘させていただきます。

すみません、長くなりましたが、審議のまとめの構成についての御説明は以上とさせていただきます。

【浜田座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして意見交換を行いたいと思いますが、ただいまの説明にありましたように、資料 1 の 26 ページの部分に、積極的な連携の取組を「認定」する仕組みの導入の検討についての記載がございますが、これについては後半の議題 2 で論議いたしますので、そのほかの論点についてここで御意見をいただければと思っております。これから 45 分から 50 分程度で、次の議題に移りたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

では、御意見のある委員から、画面上の挙手又は挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

長文ですので、十分に読み込みができていない委員もいらっしゃるかと思いますが、まず、ただいまの説明を受けての感想等でも構いませんので、御意見をいただけたらと思っております。

では、小林委員、お願いします。

【小林委員】 おはようございます。おまとめいただき、ありがとうございます。全体的に別に何か問題があると感じているわけではないのですが、何となくちょっと気になるのが「底上げ」とか、そういう言葉です。もちろん、改善していったりよりよい博物館にしていくということだと思いますが、「底上げ」をするという表現は、ちょっと何か今置かれている余りよくない状況みたいなことも書く必要があるようにも思えるということなんです。何か「底上げ」という言葉でない言葉でこの「底上げ」を表現できないでしょうか。少し気になりました。

まずは以上です。

【浜田座長】 御意見、ありがとうございます。

座長の私が申し上げていいのかわかりませんが、前回の中間まとめとして出した審議経過報告と比較しますと、ちょっと丸く無難にまとめ過ぎているかなというところがあると思います。その他の委員からも御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、半田委員、お願いします。

【半田委員】 ありがとうございます。まずは、文化庁さんもいろいろ厳しい状況の中でこの取りまとめ案をおまとめいただき、本当に御苦労に感謝したいと思いますが、全体の印象として、このままの形でワーキングの総意として、この「在り方」を出すことには正直ちょっと疑問に思っているところがあります。なぜかといいますと、部会の方で5月28日に一応それまでのワーキングの議論の在り方を座長の方からペーパーにして出しているというのが一つ。それから、7月30日に部会としての審議経過報告をまとめているというのが一つです。それともう一つは、各関係業態のヒアリングを踏まえて、座長がフォローする形で「再考について」というメモを出しています。今回の案を全体的に拝見したときに、ポイントはよく押さえられておりますし、全体の方向としてはこうだろうと思うのですが、しかし、その中で上記の流れを踏まえると幾つか気になるところがあります。

ワーキングから出して、部会が引き取って、部会が審議の中間報告という形で発表している資料の中で、ちょっと私が気になるところを、まだあると思うのですが、特徴的なところを申し上げますと、登録博物館の対象とする博物館をどこまで広げるのかということについて、今回の案でも総論的には議論に沿った言い方をされていると思うのですが、部会の審議経過報告の中でも、その文言の中に、これからの博物館登録制度におい

ては、国あるいは独立行政法人立の博物館も含めていくべきだという文言が具体的に書かれています。それともう一つは、全体の議論の中で、登録博物館と相当施設というダブルスタンダード的な制度を博物館法の中で規定していることについては、もはや意味がないのではないかという議論の流れの中で中間報告がなされ、それに対して、このワーキングの座長ペーパーの中にもそれを位置づけるように、29条については削除が妥当という文言が既に入っています。その議論の経緯を踏まえてみれば、この今日御説明いただいた資料にその点が盛りされていないというのは、議論が逆戻りしている感じを私は正直受けるので、これをワーキングの総意としてそのまま提出することについては私は是としないと、まずは感想を表明させていただきたいと思います。

その上で、座長からも説明がありましたけれども、連携の在り方については今後の検討課題で残っているということもあります。

それともう一つ、この今日御説明いただいた資料の中に書き込まれている第三者機関の在り方あるいはその他のところについても、部会においてもワーキングについても、議論を十分していないところが、何となく文章的にふわっとした雰囲気、こうするべきだという文言でまとめられているという印象があるので、その辺をどうしていくのかというのが、今日の御説明いただいた案についての現状の検討課題ではないかなと思います。そこをワーキングとしてこれから議論をして、詰めていく必要があるのかなと思うというのが、今のところの感想であります。

【浜田座長】 率直な御意見をありがとうございます。実は今日御参加いただいているオブザーバーの栗原さんが10時半をめぐりに御退出と伺っておりますので、挙手もありますので、よろしく願いいたします。

【栗原オブザーバー】 すみません、ありがとうございます。ちょっとこの後退席しなければいけませんので、一言だけ申し上げますと、基本的に今、半田委員から御発言いただいた趣旨に賛同いたします。今朝、資料をざっと見たばかりで十分咀嚼できていないのですが、大変僭越ながら、資料の作りとして、審議経過報告と何が違うのかさっぱり分からない。普通は、審議経過報告とどこが違うかというアンダーラインを引くなり、新旧対照表を作るなりして、ここはこう変わりましたという資料を作るものだと思うのですが、それが無い。それでも、よく読んでみると、審議経過報告では、国、独法、さらには地方独法も対象とするということで、もう完全に方針が固まっていて、それに対して他の団体からも、あるいはこの部会なりワーキングの中でも何ら反対意見も何もなかったはずなのに、なぜか最後に

来てそれが落ちている。いわば、ちょっと後退しているのではないかという印象を持ったわけです。何か最後に来て突然変わるというのは、部会なりワーキングの中で議論があった上でなら分かるのですが、そうでないのにそこが落ちているというのはどうも腑に落ちない。そこはしっかり議論していただきたいなと思っております。

取りあえず気づいた点は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

引き続き、小林委員、挙手でしょうか。

【小林委員】 そこをむしろ文化庁の方に御説明いただいた方がいいのではないかとお思います。というのは、私も、昨日でしたか、事前に説明を受けたときに、相当施設の部分が外側に出ているという、相当施設をそのまま残すということについて質問させていただきました。そもそもまとめていくという方向性だったのだけれども、どうしてこうなったのですかということをお聞きさせていただきました。この判断になった部分について、文化庁さんの方から御説明を一回頂いた方がいいのではないかとお思いました。

以上です。

【浜田座長】 御意見、ありがとうございます。では、その辺の経過につきまして、事務局から御説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。御指摘の点は、通し番号 26 ページの (2) の設置主体の点の御指摘が主だったと思いますけれども、設置主体については、この記載は基本的な方向について確認させていただいたということで、設置主体について限定されている状況について、可能な限りこの限定をなくしていくという基本的な方向について確認させていただいたということでございます。今後、その法制上の検討を行うに当たって、この理念の下にどこまで広げていけるかというのは、法制上の別の論議が入ってきますので、この方向性を確認していただいた上で、今後、事務局として法制上の検討を行っていくというような理解でございます。

【浜田座長】 ただいま御説明いただきましたが、ただいまの御説明を受けて、引き続き御意見のある方はどうぞ。

それでは、佐久間委員、お願ひいたします。

【佐久間委員】 ちょっとその設置主体の議論は、なかなかはっきりした記述ができないというようなニュアンスを事務局の方から感じましたが、私自身の所属している博物館に

関して言えば、今、地方独法で正に宙ぶらりんになっている博物館の一つですので、どのようにして本当に位置づけていくのか。公立博物館でも、いわゆる首長部局所属博物館みたいなものをどうしていくのかということというのは、気になります。このワーキングとしては、そういうものをしっかりと位置づけていくということが大きな合意点だったと思うんですよね。それは審議経過報告提出以降のヒアリングで多く聞かれた意見だったと思うんです。

ヒアリングでほかにも、例えば、だから指定管理者制度による非正規化や長期展望の不在といった弊害というのが如実に訴えられていた例も幾つかありました。それから、いわゆる資料とか、学芸員の専門性に関する広範な意見、要するにかなり多様な博物館の在り方というのをどう認めていくのかというような意見もありました。この辺りの論点というのは審議経過報告以降のものなので、今ここに出されているものから割とすっぱり抜けてしまっている論点なんですよね。そういったものをワーキングとしてきちんと受け止めて議論しているのだということのスタンスを示すためには、この審議経過報告をベースとした、上の部会へ上げていくものと別に、ワーキングとしての記録としてのまとめというのはちゃんと作るべきなのかなと思っています。

もちろん、ヒアリングで出された全ての論点というのを全部の審議まとめとして盛り込むということは難しいのかもしれないんですけども、でも、議論として何が課題であったのかということの一里塚としてちゃんと残していくことはものすごく必要なこと、ワーキングとして必要なのではないかなとまずは思っています。

部会に上げていく案としてこの素案がどうなのかということに関して言うと、私もちょっと昨日の今日でしっかりと読み込めていないので、もう少し詰められる、ワーキングの意見として、文化庁さんとの共通見解として出すものでなく、ワーキングの見解としてどうなのかということというのは、もう少し詰めていくべきかなと思っています。

取りあえず以上です。

【浜田座長】 御意見、ありがとうございました。

私も、ワーキンググループのまとめ案として出すということであれば、このワーキングの総意として提出ができればと思っているところでもあります。まだ御意見のない委員からは非いただければと思いますが、いかがでしょうか。

申し訳ありません、指名させてもらってもよろしいでしょうか。塩瀬委員、いかがでしょうか。

【塩瀬委員】　そろそろかなと思って、いま手挙げボタンを探しておりました。ありがとうございます。これは、博物館の新しい役割として、ちゃんと対話をしていくところからすると、このワーキングの中でも、もやもやを残したまま進めるのはすごく難しいなという気はするので、ちゃんと対話していった方がいいかなと思うんですけども、ワーキングの中でも議論されていた、さっきの「底上げ」という表現かどうかは別にせよ、多分皆さんで数を増やして行って、力強く博物館としての役割を果たしていくということだと思いますし、特にその資料を守って次の世代に送るといふ私たち博物館の仲間を増やしていかないといけないときに、多分もやもやのままだと、何かいまいちちゃんと残せないのかなというところがありますので、その議論は拙速ではなく、しっかりと対話をしていきたいなと思います。

その中でさっきの法人の話などでいうと、多分、大学博物館とかも含めて、今回の議論に関してはちょっと抜け落ちてしまっているところはあるので、どっちに揺れるのかと言うところは多分心配しているところもあって、それが、特に議論の中で出ていた会計上の独立とか人事上の独立というのは大学博物館とかはすごく難しいなとは思うんですけども、同じように資料とか文化財とかを守っていく仲間として見てもらったときに、今回の中から外れるというのはどういう意味なのかというのがいまいち分からないので、一緒に入ればインセンティブというおっしゃり方もしましたけれども、逆にその不利益の部分が見えてこないところがあるので、名称独占とかはないとお伺いをしていましたけれども、今回の全体の趣旨としては、本当に仲間を増やして、強くして、次の世代にちゃんと資料を送っていくというところの確認がしっかりとできたらなと思っております。

以上です。

【浜田座長】　ありがとうございます。前向きな御意見を頂いたかなと思います。

その他、まだ御発言のない委員から御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】　ありがとうございます。そうですね。私もやはり、ワーキングのまとめというのは、ある種、関係者・有識者・当事者からの報告というか考え方なので、議論したことや今後実現したいことをしっかり書くべきだと思っています。それが、法制上の議論や現実とのすり合わせがあるので、全てが反映して、全部法改正に行くということではないかもしれませんが、言うべきことはまとめて言うべきだと思っています。

というのは、前回の法改正時の協力者会議で、ある種、理想を目指しているいろいろ言っていたのですけれども、ほぼ実現しなかった。ただ、言っておいてよかったなと思っています。それがベースで今回の議論も続いたわけですから、そこは後退すべきではないと、しっかり残して、次につなげるという姿勢は非常に大事だと、今までの経験上からも思っています。

今回懸念されている部分について申しますと、みんなで議論してきたことは、塩瀬さんもおっしゃっていましたが、みんなでやっついこうよということだと思えます。国民というか、人々、皆さんにとっては、新しい登録を通れば、公共性がある、公益性を持つミュージアムなんだということをつかりやすく示していく。登録とか相当とか類似というところはもうなくして、仲間として協力して切磋琢磨してやっついこうと。これは、博物館法をよりどころとしてみんなでやっついこうののだということが最も今回大事な改正点だと思えます。それを実現するような方向での提言、考え方は、より具体的に示しておくべきだと私も考えております。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

その他の委員から、いかがでしょうか。青木委員、いかがでしょうか。御意見をいただければと思いますが。

【青木委員】 ざっと目を通した限りの話でありますけれども、方向性に関しましては、包括的といいたいでしょうか、総論的には賛成といえますか、よろしいのではないかと思います。

ただ、先ほどからも話に出ておりますように、私も見ていて感じたところではありますが、その設置者とか、相当施設、それから審査基準などに、不明瞭といいたいでしょうか、明らかにしていかなければいけないところは多々あるかと思えます。それはどういうことかということ、具体性が脆弱であるという気が、これは以前からもしていたところでもありますけれども、まずそういう細かなところから突き詰めていくことが必要かと思えます。

以上であります。

【浜田座長】 ありがとうございました。

では続きまして、原委員、よろしいでしょうか。

【原委員】 ありがとうございます。すみません、何回かちょっと休んでしまったせいもあって、何かきちんと頭の中で、どこまで議論されたかということの全部がきちんと頭に入っているかということ、ちょっとお話を聞いていると違うのかもしれないなど、もう一度議事

録を読み直しなくてはならないかなと思って反省している次第です。

ただ、私は、ここの通番でいう 19 ページにある「博物館の使命と今後必要とされる機能」については、端的に分かりやすく書いていただけたのかなと思って、ここは評価しているところです。一方で、先ほどから皆様がおっしゃっている公益性というところをどのように担保していくのかというところの表現が、非常に難しいかなとちょっと思っているところです。

あと、文化庁様の方からもちょっとお問合せがあったりしたのですけれども、東京都には相当施設が相当の数あります。それから、地方独法の設立した博物館とか、それから学校法人、大学法人が作った相当施設が相当あるのですけれども、そういうものが果たして今度の新しい登録審査基準にどのように入っていくのかというところ自身が、余りちょっとよく見えていないかなと思って、これをそのまま出すと、私立の大学法人さんたちは非常に心配なさるかなというのがちょっと心配です。

東京の場合だけなのかもしれないのですけれども、大学法人さんの多くが相当施設を目指したちょっとピークが数年前か 10 年ぐらい前かにあるのですけれども、皆さん、少子化の中で、学校の中に学芸員の資格を取れる課程を作りたいという思いから、経営方針として大学博物館を作るというところが多かったように見えます。一方で、大学に入っている学術資料の保存をどうするのかというのを位置づけないと、学校が資料を守っていくという経営の柱にしにくいという部分があって、相当施設というものを持つと、この資料は継続的に保護・継承していく必要があるのだと位置づけたいとおっしゃっている先生もいらっしゃいました。その辺の心をどうやって今度の博物館登録制度にのせていくのかというところをもう少し議論した方がいいのではないかなと思った次第です。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

では次に、竹迫委員から御意見をいただけるでしょうか。

【竹迫委員】 ありがとうございます。皆さんの御意見も伺い、せんだって御説明もお聞きして、私の中で何がもやもやしているのかがちょっと分かった気がしておりますが、今、原委員がおっしゃったように、博物館がどういうものを目指して、国、人々にとってどういう存在であるのかということが、この答申を生かして法律の中に分かりやすく明記されていくというのであれば、それは本当に有り難いというか、うれしいことだと思います。

その一方で、語られてきた登録博物館を増やしていくということが具体的にどのように

なっていくのかなというのがやはり分からず、事前の御説明で「認定」という言葉が出てきて少し混乱しました。何となく、法律は最小限でがっちり固めて、周辺はふわふわふわとしたイメージでつくっておくということなのかなと。それで本当に、今は登録申請しようと思わない博物館が博物館登録しようと思うような、今回の博物館法の改正がもっとより多くの博物館を結集するということにつながるのかなというのがいま一つ見えてきてません。

加えて、私も「底上げ」という言葉が気になるのですけれども、とにかく発展していく、充実させていくということのために、地方自治体が主体になられる法の枠組みというのは分かるのですけれども、全体をより高い、質的に向上させるための幾つかの手立てについてはこのワーキンググループでも話し合われてきたことだと思うので、法律ではできないということで、まとめはここに留まるけれどもというのではなく、どのようなことを少しでも変えていくことによって、本当に今、登録している、していない、全ての博物館がきちんと力をつけていって、最初の冒頭に掲げられている、国際的にも求められている博物館像にそれぞれが少しでも近づいていく、近づいていきたいと思える法改正になる、そういう法改正にしなければいけないのではないかなと思いました。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。今回、法改正ということで論議は進めておりますが、これから改正するであろう施行規則とか、あるいは設置基準にも関わってくる問題ですので、ここでしっかりとまとめはしておくべきかと私も考えます。

では続きまして、内田委員から御意見をいただけるでしょうか。

【内田委員】 ありがとうございます。すみません、私も十分にここで意見を言えるほど読み込む時間が取れていないので、大変難しいと思うんですけれども、その中で、文章表現について質問させてください。「〇〇をすることが望ましい」とか「〇〇が期待される」とか「〇〇が必要という声もあった」とかという表現でまとめられているのですが、この中には、誰が考えてもそれはそうだよねという話とそうでないところがあって、これが一つ一つその法律の条文になっていくものなのか、それとも、何か、意見として表明はしているけれども、そこまで評価するものでないのかというところが少し分かりにくく思います。結果としてふわっとした印象を持ってしまったのは多分そういうところにもあるのかなと。それを一つ一つ、ちょっと時間を取って、これまでの議論と照合していく作業にちょっと私は時間を取りたいなとは思いました。

すみません、意見になっていませんが、以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。確かに、これは、本文を読みますと、暫定表現としての「すべきである」という部分でした。それから、もう少し弱いでしょうか、「適当である」とか、あるいは「望ましい」という表現になっていて、恐らく行政的な使い分けがあるのかなとは考えられますが、この辺もこれから十分読み込んでいただいて、どういう表現がワーキンググループとしていいのかということも追って御意見をいただけるといいかなと思います。

全体的な御意見としては、総論としては決しておかしなまとめ案ではないという感じかとは思いますが、ただ、細かく読んでいくと、ほぼ全ての委員が、何となく腑に落ちないところがあるという感じだったかと思います。

私の方で、実は前回の審議経過報告の部分と比べたりしてみたのですが、多分皆さんが一番腑に落ちていないのは、審議経過報告では「制度の対象範囲」という名称で書いてある部分だと思うのですが、それが今回は「設置主体」という名称になっていて行数を数えると、前回の「対象範囲」というのは16行ぐらいあるのですが、今回は5行で収まってしま

いるというところが、皆さんが気になったところなのかなと思いました。

前回の夏の審議経過報告では、国、独立行政法人、大学、地方独立行政法人、民間の法人等についても広く対象とするという文章とか、あるいは国、独法が設置する博物館については、その中核館としてナショナルセンターとしての役割を果たしていくということが明記されていたのですが、今回はその部分がないというのは、私も個人としては気になったところでもあります。

審議の残り時間もそう長くはないのですが、その辺も踏まえまして、改めて皆さんから御意見を頂きたいと思いますし、またもし事務局から何か説明を頂きたいという部分があれば、その辺を言っていただけると良いかと思いますが、いかがでしょうか。

【井上戦略官】 失礼します。事務局の井上でございます。御意見、ありがとうございます。

今日御提示させていただいた審議のまとめ案というのは、今までの審議経過報告でございますとか、そういうのを踏まえて、大きな方向性として、事務局の方であくまでたたき台として出したものでございますので、先生方の方で御意見を入れていただいて、座長の方で取りまとめていただいて、これはクレジットがワーキングでございますので、最終的にワー

キングのまとめとして出していただくということは、当然ながら問題ないかと思っておりますので、是非足りない部分については足していただければと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

【浜田座長】 御回答、ありがとうございます。

今回出していきますこの取りまとめ案につきましては、前回の審議経過報告をベースに、更にその後のヒアリングを経て、我々が論議した内容をここに明記していくべきかと考えますので、私の方でも事務局と調整しながら、引き続きこの辺は取りまとめを更に深めていきたいと考えております。

佐々木委員から挙手があります。お願いいたします。

【佐々木委員】 修正点について追加で1点だけ。今回のまとめで、前半でこれからの博物館ビジョンの在り方、理念が書かれていて、後半に登録制度を中心にどう加えていくかという方向性が出ているのですけれども、その理念と仕組み、制度のつながりが明確になるといいなど。例えば「文化をつなぐミュージアム」と端的に表して、5つの方向性というのが書かれていますが、こういうありように向かって、こうしたことを実現するために登録の仕組みや計画認定の仕組みがあるところを、つなげていって、一貫したメッセージというのをはっきりさせるように修正が必要かなと思いました。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。基本的な追加事項ということになりましょうか、御意見を頂きました。そのほかにも、この部分は抜けているのではないかと、あるいは足した方がいいのではないかとということも含めまして、もう少し時間はありますので、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 ありがとうございます。委員の皆さんの御意見をお聞きしている中で、大体、ワーキングとして部会の方に取りまとめていくべき方向性が見えてきたのではないかと考えております。皆さんもおっしゃいましたけれども、文化庁が示していただいたこの案に盛られている全体的な大きな方向性は、部会の議論、それからワーキングでの議論を踏まえた一つの総論としては、賛成すべき方向だろうと私も考えています。

しかしながら、このペーパーの中にもありますけれども、博物館法制定から70年たった今、この博物館法を変えていく必要性がどうしてあるのかといったときには、今の博物館の置かれている現状を踏まえて、これから先の時代に博物館がどういう機能を果たし、人々の

役に立っていけるようにするにはどういう法律が必要なのかという観点で、70年を総括して、新しい時代の博物館の在り方、役割というものを、皆さんの御意見、議論を踏まえた形で、どこを法律で規定できるのか、外せないところはどこなのかというところで、ワーキングのきちんとした意見を部会に上げて、先ほど事務局の方からちょっと御説明の中にありました法制議論については、これは、その答申が文化庁に上がった以降の文化庁さんの頑張りにかかっているところがあると思うわけですが、ワーキングから上がったものを部会の方で一回もんだ上でという形が答申のあるべき姿かなと思っています。

そのときに、70年を経て今、博物館法を見直す本来の意味というのは、私は個人的には、今問われている博物館の未来に対する責任をどうやってこれから果たしていくのかというところを制度的にどのように担保できるのかという基本的なところを法律で規定するというのが大きなミッションだろうと思うんです。そこで、保存と活用という車の両輪をうまく使いながら、今回、芸術文化基本法とか文化観光基本法とのリンクも張りながら、これからの博物館の在り方というものを考えましょうという議論が今まで続いてきたわけですから、答申の中にも、私は、答申の一つの大きなテーマとして、これから博物館が未来に対する責任を果たしていくために、博物館というものをどう位置づけるのかというところが、基本的な法改正の方向・理念として位置付けられてもらいたいかなと思っています。

そうしたときに、これから議論に入るであろうと思われるネットワーク連携の在り方というのは本当に大きな課題ですので、できればワーキングでもしっかり議論して、その在り方というものを、皆さんの御意見を聞きながらまとめるべきかなと思った次第です。

以上です。

【浜田座長】 ただいま半田委員からまとめた御意見を頂いた形になりましたが、私もそのように感じております。

もう少し時間を取ることができますので、さらに、御意見がある方は是非挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。もし補足の御意見等があれば頂きたいと思いますが。

では、佐久間委員、お願いいたします。

【佐久間委員】 今回の論点ペーパーにも書いてあるのですが、博物館の制度としては残っている論点はたくさんあります。そういったものも、議論したところまでははっきりさせていくということも必要だと思いますので、法改正がこれで一段落しないように、この対話のテーブルというのをどうやって続けていくか、先ほど座長もおっしゃったように、この後の在り方とか政省令を考えていくとかというその対話のテーブルがどうしても必要

になりますので、議論を更に深め、続けていく形も考えていけないかなと思っています。それだけ意見表明をしておきます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

そのほかにもございますか。

今回の報告をまとめるに当たって、私の個人的な意見になりますが、国立博物館の扱いをどうしていくかということが一番大きな課題と考えておりまして、公立博物館や私立博物館と同列の博物館として扱うということが、本来の博物館法という法律のあるべき方向かなと思っていますので、その辺を何とかうまく表現できたらと思っています。

それからもう一つ、論点としては、全国的に学芸員の数が足りないということはもうどこでも言われることでありますけれども、学芸員を含む専門的職員の人材配置についても、どこかで少し強調しておく必要があるのかなと感じておりまして、人の問題についてもこの中で改めて検討しながら表記できたら良いかと思っています。

いかがでしょうか。そのほか御意見があれば、是非お出しいただきたいと思います。

実はこの資料は、各ワーキンググループのメンバーにはタベ配付されましたので、この三十数ページのを全部読み込むというのは非常に時間的に厳しかったのかなと思います。それで、私からの提案なんですけど、もう一度ゆっくり時間をかけて読んでいただきまして、次の部会まで少し時間があるようですので、その間に事務局の方に各委員からの御意見を頂いて、それを最終的なまとめ案ということで取りまとめができたなら良いかなと思っていますが、事務局、いかがでしょうか。総論としてはこのような方向性でいいということでは今日結論が出たと思いますので、その書き足し等について、今後もし時間が取れるのであれば、私の方も協力していきたいと思いますが、そういう形で進めたいと思いますがいかがでしょうか。

【稲畑補佐】 事務局です。そのような方向性で構いません。よろしくをお願いします。

【浜田座長】 ありがとうございます。

それでは、まず前半の審議のまとめ案の論議については、大体その辺りでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議題2の方に移りたいと思います。博物館による他館や関係機関等との連携の在り方についてです。この点につきまして、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。引き続き御説明させていただきます。

まず、資料1の中で、先ほど御説明を飛ばしました通し番号28ページを御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(6) 博物館による他館や関係機関との連携を促進する仕組みの検討（「つながり」）と書いてございますけれども、これまで博物館同士をネットワーク化して、あるいは博物館だけでなく、ほかの関係機関との連携を促すということの重要性については、様々に御指摘いただいていたかと思えますけれども、その点について文章にした上で、今後の方向性として提示させていただいているという部分でございます。

最初の○は、2008年の社会教育法等の改正のときの附帯決議にも同様の趣旨のことが書かれておりまして、その点について御紹介してございます。広域かつ多岐にわたる連携協力の必要性ということが、このときも指摘されていたということです。

2つ目の○からが具体的な内容でございまして、博物館が抱える課題が多様化・高度化しているというのは今回の議論の出発点だと思いますけれども、その中で各館のリソースが伸び悩み、あるいは縮小している現状において、博物館が単独で対処することのできる課題には限界があると。これは、ワーキンググループの第1回からいろいろな委員の皆様にも御指摘いただいていた根本的な課題設定かと思えます。この課題をどのようにして解決していくかという観点から、これからの博物館が求められる役割を果たしていくためには、複数の博物館が相互に連携してネットワークを形成することにより、人材やそのほかのリソース、ノウハウや情報等を共有・交換して取り組むべき課題に対して、より効率的・効果的に対処していく必要があるということについて記載してございます。

これは理念なのでございますけれども、3つ目の○です。このような取組を促進するために、博物館同士が連携して取り組む活動自体に着目すると。これまで登録制度は、博物館そのものに対して着目しておりましたけれども、この活動に着目してはどうかというのがこの3つ目の○でございます。例えば、このような活動の計画を一定のクライテリアによって「認定」することで、先ほど竹迫委員が「認定」があったはずなのにおっしゃっていたのはこの「認定」のことかと思えますけれども、一定のクライテリアによって「認定」することで、国等による支援及び法律上の特例措置等のインセンティブをひもづけるということで、中長期的な見通しを持ったネットワーク形成を促進していくというような新たな仕組みを創設することも考えられるのではないかということをご指摘させていただいております。

この「認定」を行う場合、登録は都道府県の教育委員会に行っていただいておりますけれ

ども、広域なネットワークが想定されますので、基本的には国がこの「認定」作業は担っていくことが望ましいのではないかということをお書きで書いてございます。

このネットワーク、その連携には、恐らくその連携に係る事務といいますか、連携のハブとなる役割を担う存在が必要であると考えられますけれども、この中核的な役割を担う博物館については、都道府県や設置者の枠を越えて複数の館が連携する際にその中核となることや、資料の充実、ほかの博物館に対して資料の公開への協力や指導・助言・援助、さらには国際的な調査研究の拠点として、我が国の博物館の言わば「顔」としての役割を果たすことが期待されるということについて指摘してございます。

3つ目の○です。博物館のネットワークを支援することは、先ほど御紹介した「底上げ」と「盛り立て」の両方に資することなのではないかというのが、この3つ目の○でございます。中核的な役割を担う館、その複数の館の連携による新たな課題への対応を支援することで「盛り立て」にもつながりますし、複数の館が、それぞれの機能やリソースの足りない部分を補い合い、支え合うという面では「底上げ」にも寄与するという振興策となり得るのではないかというのが、3つ目の○でございます。

このようなネットワークにおける連携についても、活動の充実や機能の補完関係という観点から、登録の審査において一定の考慮が可能となるような仕組みを検討することも有益であるのではないかというのが、4つ目の○でございます。

5つ目の○について、博物館のネットワークには様々な在り方があると考えてございまして、これは審議経過報告でも項目としては書かせていただいておりますけれども、地域を単位とした連携とか、館種を単位とした連携、あるいは機能を単位とした連携、さらには社会的・地域的課題単位の連携など、様々な在り方があり、その在り方によって連携の構成とか、構成員とか、その連携を支援するために必要な取組というのは変わってくるのではないかと考えられます。

次の30ページです。このようなネットワーク形成への支援については、これからの博物館に求められる役割・機能をそれぞれの館が持続的に果たしていくための振興策としても重要であり、また、相互の連携関係を構築するためには一定の期間を要することから、いきなり、法律で「認定」されるような枠組みをつくってくれと言われてもなかなか難しいと思いますので、博物館登録制度の見直しによる新制度への移行を待たず、早急に着手することが望ましいのではないかといった記載をさせていただいております。

これはどういうことかといいますと、資料は少し飛びますけれども、資料64ページに、

本年度、文化庁として概算要求をさせていただいている予算についての説明資料がございます。新規で約 10 億円の予算要求をさせていただいておりますけれども、ここで、これまで議論させていただいていたような博物館のネットワークの形成支援ということについても盛り込ませていただいております。これはまだ予算が決定する前ですので、どうなるか、まだ分からないということもありますけれども、法律が改正されてもすぐ施行になるわけではなく、前回のワーキンググループでも議論させていただきました通り、都道府県の準備が必要ですので、施行までには一定の期間が設定されることとなりますけれども、その期間を待たずに、これは令和 4 年度から始まる予算として、ネットワークの形成を支援していただくかどうかと考えてございます。このような予算と制度的枠組みを組み合わせた形でネットワークの形成を支援していくような在り方は考えられるのではないかとということが、今回の後半の議題の御提案でございます。

このような形をどのように支援していけばよいのか、あるいはもう少し制度を細かくして、どのような連携があり得て、それぞれの連携についてどのような支援策が望ましいのか、あるいは留意すべき点はあるのか、その辺りで是非御意見を賜りたいと思っております。

関連して、資料 2 として文化庁から提出させていただいている資料、通し番号 61 ページを御覧いただけますでしょうか。61 ページからは、これまで文化庁が何らかの形で関わらせていただいた取組、あるいは非常に有名な取組を、基本的には我々文化庁が収集した情報を基に紹介させていただいているところでございます。具体的な連携というのは、既に行われているものにはこのようなものがあるだろうということで御紹介させていただいております。大きく 3 つのグループに分類しておりますけれども、一つは地域を中心とした取組です。「ベネッセアートサイト直島」の取組とか「六本木アート・トライアングル」、伊丹市昆虫館、和歌山県立博物館などを御紹介しております。

次の 62 ページは、地域を越えた広域的な取組について御紹介してございます。西日本の自然史・レガシー継承・発信実行委員会とか、すみだ北斎美術館、青森アートミュージアム 5 館連携協議会、北海道博物館について御紹介してございます。

次の 63 ページには、国立科学博物館もこのような取組を行っておりますので、御紹介していると同時に、次に国際的な取組です。これは、どちらかという、課題を単位とした取組なのかなと思いますけれども、滋賀県立琵琶湖博物館や国立科学博物館が行っている取組を御紹介させていただいております。具体的なイメージはこの辺りになるのかなと思っ

ておりますけれども、より適切な連携の例とか、このような連携を目指すべきだという事例なども、もし皆さんが御存じでしたら、御意見を頂きたいと思います。

事務局からは以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、意見交換を行いたいと思います。前半の御意見の中にも出てきましたが、気になった言葉として、「認定」とか「盛り立て」、「底上げ」、あるいはこの中では「ネットワーク形成」という言葉がキーワードとして出てまいります。そういうところも踏まえまして、御意見のある委員から、画面上で挙手又は挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

まずは内田委員、御意見をいただけるでしょうか。

【内田委員】 ありがとうございます。これは私は全般的にすばらしいと思います。ちょっと御説明の中で1点、分かりにくく、私が理解できていないところというか、これはどういうことですかという話ですが、○の3つ目に、計画を「認定」ということがあるのですが、これは何か事業計画を「認定」ということなんだろうと思います。

それと、次の中核的な役割を担う博物館、ここには「認定」という言葉が入ってなくて、なので、今回、ネットワーク形成に取り組む事業を「認定」という話なのか、それとも中核的な役割を担う博物館についての話を「認定」という話ではないのかなというところがちょっと気になったところです。

あと、事務局の方から、事例はほかにはないですかみたいな話が今ありましたけれども、高知県の高知城歴史博物館さんには支援室のような部署としてあって、市町村の館に支援員を派遣するというをやっているんじゃないかと、そういったところが「認定」になるのだらうと思うんですけども、それはその活動を「認定」しようとしているのか、それともそれを組織として持っている高知城歴史博物館を中核博物館として「認定」という御趣旨なのか、この辺りが明確になるといいなと思いました。

【浜田座長】 では、まずその「認定」の考え方について、事務局から御説明いただくのがよろしいかと思います。

【稲畑補佐】 事務局でございます。内田委員からの御質問ですけれども、基本的には前者、計画の「認定」がよいのではないかと考えておまして、その心は、基本的には連携という活動に着目していますので、その連携という活動の計画を「認定」するのが素直なのではないかという点が1点と、もう一つは、この拠点的な館を「認定」というアイデアも

これまでの議論では御指摘いただいていたと思うんですけども、拠点館の資質を法律上定めようと思うと、拠点館の資質というのは、ネットワークの連携の形によってどのような資質が適切なのかというのは変わると考えられますので、法律上、このような館が拠点館であるということを定めるのは違うのではないという考えでございます。基本的には、連携という活動、事業について「認定」してはどうかという御提案でございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、内田委員、よろしいでしょうか。

【内田委員】 よく理解できました。私が思っていたのは、中核館、わざわざ部署を設けて、県内の市町村のところを支援なさろうとしていらっしゃる館として「認定」してあげた方が、その活動が恒常的に長く続いていくということです。事業を「認定」というやり方だと、一つの補助事業みたいな感じになって、その事業期間が終わると、続けていくためには、恒常的にその支援はしているのだけれども、事業の期間が終わるともう一回また申請しないといけないという話になると、ちょっと大変かなという気がしましたので、その辺はもう少し考えていただけると有り難いと思います。

以上です。

【浜田座長】 先ほど小林委員から挙手がありました。お願いいたします。

【小林委員】 今の内田さんと同じことを実は言おうと思いましたが。高知のミュージアムネットワークも結構一生懸命活動されています。どういう「認定」の仕方がいいのか、例えば5年ぐらいの計画で、一回何かそれなりの評価みたいなことをして、もう一回事業計画を出してもらおうというのは、考えてみたところですか。というのは、今の内田さんのお話を聞いて、拠点に支援をした方がむしろやりやすいのではないかということもそれもそれで納得できるところで、どうするのがいいのかもう一度私自身も考えてみたいと思います。私が言いたかったのは単純に、ネットワークの事例として高知がありますということだけでした。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

では続きまして、佐久間委員、お願いいたします。

【佐久間委員】 すみません。かなり似たような話になってくるのですけれども、ネットワークで事例で挙げられた事業でもそうなんです、長短いろいろあるなと思うんです。例えば、共同収蔵庫を造って地域の収蔵庫不足の問題を解決しようなどという話をこのネットワーク課題の中でやっていくのだとしたら、それは3年や5年では困る。やはり10年、

20年という、できれば半永久的なスパンというのが欲しくなる。あるいは、人材育成みたいなものでやっていくとすると、やはり3年では終われないんですよね。5年、10年かかるような話が出てくる。というようなところで、課題の質によって、1年、3年という短期でやれるものもあるけれども、ネットワーク的な課題というのは5年、10年と長期になるものがあるなと感じています。

なので、国の政策ですと、単年度とか、長くてもCoEなどだと5年ぐらいのスパンというものが多いかとは思いますが、博物館の事業の性格に応じてちょっと長期のものを考えていただいた方がいいかなと思っています。長期であればあるほどなんですけれども、そのプロジェクトのしまい方、ランディングのさせ方というのが、内田委員から御指摘いただいたように、非常に難しくなります。外部から大学のCoEとかGPとかを見ても、プロジェクトが終わってしまった途端、その設備の維持ができなくなって放棄されるみたいなことも見受けられますので、ランディングのさせ方ということをよく配慮して、そして中長期の構えということがネットワーク事業にはとても必要かなと思います。

それと、博物館だけでなく、いわゆる都道府県・市町村等の行政との理解というのも、これを実現させていくためには非常に重要かなと思っています。なので、文化施策としての、博物館現場だけでない多層的な関わり方ということ、まだこれは具体化していないからこういう書き方なのかなとは思っているのですけれども、是非御配慮いただきたいなと思います。

以上です、取りあえず。

【浜田座長】 ありがとうございます。

竹迫委員からも挙手がありますので、お願いいたします。

【竹迫委員】 皆さんの御指摘は、本当にそのとおりだなと思ってお聞きしています。ありがとうございます。

ネットワークそのものは何ら否定することなく、とても意義あることだと思っておりますので、実現されることに向けて、今回のまとめの中に盛り込まれていることはとても有意義なことだと思うんですけれども、やたらここだけ具体的だなというのが、私を感じた印象です。

それはさておき、ネットワークに関しては、このワーキンググループでも中間ぐらいの会議で、中核館の負担が大きいという指摘があったと思います。私たち長野県には地域のエリアのネットワークが東信地域、諏訪地域、それから私たちの安曇野という地域と、3つある

のですけれども、地方の都市というか町や村は、人口がどんどん減少してくる中で、本当にこのネットワークを継承し続けていくということが大変困難なところがあります。それから継続性がなければネットワークは意味がないので、事業を起こしていったとしても、それがどのように継続して、利用者、地域、それから館そのものに返ってきてそこが発展していくかということのそれこそ将来的な展望というものを視野に入れてでネットワークをどう考えていくかということが重要だと思います。

64 ページの提案はすばらしいなと思いながら、ネットワークの規模の大小によって採択は異なり、例えば、安曇野アートラインは申請しても難しいのかなというようなイメージがあり、やはり華やかなネットワークに対して助成金等は動きやすいキライがあるように思われて地方の小さな、本当に小さなネットワークへの支援も、文化庁の方には是非御配慮いただきたいと思うところです。

安曇野アートラインという安曇野市から白馬村まで 5 市町村をつないだネットワークは作られてもう 23 年になるのですけれども、細々とでも継続して来られたのは、20 館弱の館が所属しているということと、そこに 5 市町村の各自治体にも入っていただいて、しかも、国営公園も入ってくださっているというようなこともあって成り立っている。館だけでは絶対継続はすごく難しかったところを地元の自治体の協力や支援が加わって、それであればネットワークというのは成り立たないと実感していますので、その辺りはとても大切なことだなと思いました。

最後に、事業に支援するのか、人材育成なのか、保存なのか、研究なのか。事業は終わってしまえば終わるのですが、継続性という点で、ネットワークの目的をどのように各ネットワークが掲げて、それをどういう具体的に支援していくのかということのきめ細かさは必要だと私も思いました。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。具体的なネットワークの在り方も含めて御紹介いただき、参考になると思います。

これまでのワーキンググループの論議の中でも、登録制度の中で、登録館とともに地域で特化させた認証館という 2 層構造の博物館の在り方という論議がなされてきたと思います。この話を突き詰めていくと、見方によっては博物館の差別化につながるのではないかという御意見も一方では出てまいりました。そういうことを踏まえると、この認証というのが、計画にすべきか、館に与えるべきかというのはなかなか難しい課題かなと思うところです。

が、それで今回の案では計画ということで盛り込まれたのかと考えているところです。

その辺も踏まえまして、まだ御意見のない委員から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

半田委員、お願いします。

【半田委員】 ありがとうございます。文化庁さんの説明をお聞きして、一つは、法制度の検討に先んじて、政策として、こういうネットワークづくりあるいは連携施策に予算をつけていくということについては、大変有り難いお取組だと思いますので、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

その一方で、この博物館法制度の検討の中で我々が議論してきた、あるいはこれからしていこうとするネットワークの骨組みの話とは若干違うのかなという気もしています。今までのワーキンググループあるいは部会における連携ネットワークづくりというのは、施設が基本になっていて、施設同士をどのように結んでいくのかということが基盤になっていた議論が、この計画認定というところに大きく変わっているというところについては、部会でもワーキングでも余り深い議論がなされていないと思うところです。

それが一つの感想であるというのと、計画認定というのを、先ほど来、博物館法の改正に際しての今日示されているこのプランについていろいろな御意見が出ているわけですが、内田さんとかから言っていただいたように、外から見ると、これは法制度の中でどう位置づけられるのかなと、施策として、その政策として、補助事業として継続性を持って回していけばいいのではないかみたいなどころも、若干イメージとしては持つなというところもあります。

その一方で博物館のネットワークといったときに、私たちの議論も、とかく中核館があって、ハブとなって、その周囲にどういう館種あるいは規模の違う博物館をどのようにネットワーク化していくのかという議論が主眼だったわけですが、竹迫さんのお話にあったように、特に地域、地方は、少子高齢化とか人口減少の中で、これから持続可能な、文化を継承していかなくてはいけないという非常に厳しい状況の中で、博物館だけのネットワークではほとんど成り立たないというか、それが力になる部分というのは本当に限られているということが言えると思うんです。

たまたまこの前も、博物館の連携ということに関連して、コロナ禍を契機に話題になったのが、社会に出ていけない人が孤独になるストレスを抱えているとか、なかなかコミュニケーションが取れないために、メンタルを病んでいる人がたくさんいるとかというような話

になったときに、そういう状況の中でも博物館が社会基盤としての役割を果たしていくためには何をすればいいのかということが話題になりました。

そこが私はすごく気になって、少し情報を集めてきているのですが、古くは、病院の治療という中でアート・イン・ホスピタルとか、そういう活動が医療とアート部門の連携ということで、ネットワークが少しずつできつつあるという中において、面白かったのは、WHO も昨年 2019 年に、芸術活動とよりよい心の健康との関わりが非常に密接にあるというレポートを出しているんです。それで本格的な調査を WHO としてやっているというレポートが出ているのですが、その中に、博物館とかギャラリーとかライブラリーに行くということ自体が、人の心の健康にプラスになるとか、メンタルヘルスにメリットがあるという文章が入っているんです。関連する事例として、例えばカナダでは、お医者さんがメンタルヘルスをするときに、「あなたは博物館に行ったらちょっとゆっくりするべきだ」ということを医療の処方箋として書けるという制度が始まりつつあります。

片や、2017 年には、英国の超党派の議員連盟が、芸術活動はメンタルヘルスに非常に有効だという組織横断型の調査をやって、そのレポートをまとめていますけれども、その中にも博物館とか美術館の役割がきちんと書き込まれていて、博物館とか美術館というのは、人の心を健康にするために有用な機能であり施設であるということが明確に書かれています。

そうしたときには、博物館同士の機能、ネットワークだけではなくて、竹迫さんもおっしゃいましたけれども、地域の総合政策的な未来に向けた政策の中で博物館がどういう役割を果たすのかとか機能を果たすのかということネットワークとしてきちんと考えていくということが必要で、そうしたときには、どこかの博物館がどういう単位のコミュニティーの中でハブになっていくのかということが非常に重要なキーになっていくと思うんです。そうしたときに、総合政策的な位置づけの中で拠点館をどうしていくのかとかという話は、今回の博物館法の改正も含めた制度の見直し議論の中で、きちんと議論されていないといけないことなのだろうなと思っています。

文化庁さんに挙げていただいた事例については、確かにそういう事例があるということですが、全体の事例の中ではあくまで **One of Them** というか、少ない事例ですので、もう少し視点を広げていって、その連携の在り方、目の置きどころというものも含めて、これから議論を重ねていく上で、それをどのように制度あるいは法の中で位置づけていくのかということの着地点を見つけていく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

【浜田座長】 具体的な事例紹介等も頂きまして、分かりやすい説明だったかと思えます。実際に国内でも、例えば病院でアニマルセラピーとかアートセラピーを導入したり、あるいは高齢者施設で回想法として民俗資料を活用する等の博物館連携などもありますので、そういったことも含めて、地域連携というのは恐らくこれから必要になっていくものも私も考えます。

それらの御意見も踏まえまして、まだ御意見のない委員からお願いします。それでは、塩瀬委員、お願いいたします。

【塩瀬委員】 塩瀬です。ありがとうございます。ネットワーク化に関してなんですけれども、広域のネットワークをつくる上で一番重要だと思っているのは、フォーマットの統一とか、データがしっかりと共有されていくことではないかなと思っています。ネットワーク化をするときに、飲み会で顔見知りだということよりは、一番大事なのは本当は共通言語をちゃんと話せるということだと思っていますので、そこを共有しないと、ネットワーク化することはしたけれども、あとは自治体でお願いしますとなると、自治体ごとに違うフォーマットができてしまって、横につながらなくなるというのは本末転倒だと思っていますので、そこはちゃんとガイドラインを含めて文化庁発信で、こういう共通言語で話してくださいということを統一的にすることによって、後々そのデータを管理して、その資料・標本管理もできると思います。同時に人材の方も、こういった経験・スキルを持っているのかということも共有することにもなると思いますので、人材流動に関しても資料の流動に関してもフォーマットを統一できる、言語が共通化されることは非常に重要なのではないかなと思っています。

それを踏まえた上で、ネットワーク単位で法律のパッケージ化がもしできれば、多分、組むことに関して、予算以外のインセンティブになるのかなと思っています。

例えば、博物館の連携で、海外と合同の展示とかということをしよと思うと、一つ一つの館が輸出しているものとそうでないものとか、これはどうなるのだろうとかいうのを一々考えられないところがあるので、そのようなところに拠点化することによって、ネットワークと一緒に検討できるのではないかと。大学博物館で言うと、京都の大学博物館連合などは正にそれで海外と合同展をさせていただいたりしたときにも、関税が免除されるもの、されないもの、希少野生動物で動かしているもの、駄目なものなど、慎重に対応しないといけない資料や標本がありました。それを逐一、一つ一つの館が考えるのは非常に難しいので、

そういったところをパッケージで一緒に議論できるとよいかなと思います。

それから、震災などのときにあった文化財レスキューのときにも、域外で活動してもらおうと思うと、今の自治体の職員、県立博物館の方々とかというのは、要するにボランティアにこっそりでしか動けなかったりするところがあるので、そういったときに広域資格として動けるとかそのあたりが担保されていれば、協力いただきやすい。そのときに学芸員を募集しようとしても、そもそも学芸員資格を自分で持っているかどうか分からない人がたくさんいらしたという問題があったそうなので、そのときに学芸員資格に関係する単位がそろっている前提で、大学側にその証明を求めないと動けないという結果、文化財レスキューには間に合わなかったというようなこともありましたので、そういう意味で、自分自身がちゃんとその単位を修めていて、学芸員としていつでもサポートに行けるという体制があると助かる。多分、ペーパードライバーに近いけれども、免許証がないというような状態です。そういった方々にも活躍いただくためにも、先ほどのフォーマットの統一の中で、人材もどういったスキルを持っているかということが分かると、実際に文化財レスキューをしたいときにも、コンサーバターとかエデュケーターとか、まだまだ海外のように専門職を抱えられていない日本の博物館の現状だとは思いますが、そういった人たちに活躍していただきやすいような土壌になれば、このネットワーク化というのは有意義になるかなと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。東京都で担当されている原委員からも御意見をいただけるとでしょうか。

【原委員】 今ずっと 64 ページを見ていたのですけれども、ネットワークのところを書いてたのは本文の何ページでしたか。すみません、事務局の方、教えていただけますか。ちょっと前、見出しを作っていなかったのです。

【浜田座長】 28 ページ以降です。

【原委員】 28 ページ以降でしたね。ごめんなさい。今 64 ページをちょっと見てしまっていたものですから、大変失礼いたしました。

ネットワークの方の効能というんでしょうかね、ネットワークを目指そうとしたところの効能をちょっと振り返って考えると、正にその地域、地域で博物館の大小はあるのでしょうか、少ないスタッフでの博物館活動、事業の方の展開を広げたり、あるいはそれを

効率化しようという目的が一つあったのかなと思っています。

それからもう一つは、連携による博物館活動そのものの多様化というんでしょうかね、おっしゃっているように、福祉の方とか、様々な地域活動の方にも入っていくというところでの展開の中でも広げるといよりも深めるというところでしょうかね、多様化というところの意味があるのかなと、お話を聞いて思っていました。

一方で、今、塩瀬先生がおっしゃってくださったように、博物館データのフォーマット化というのは私もすごく重要だと思っていて、その共有化あるいは言語——共通言語とおっしゃっていましたが、その辺が重要ではないかというのは、人材も含めて、あるいは資料も含めて、非常に必要だなと思っています。それは、先ほどボランティア人材の活用の中でお話があったように、防災の観点から、その地域の中に特にどういう博物館、あるいは博物館に収蔵されていない地域の中にある文化財、あるいは未指定の文化財、文化資産というものの情報が博物館に集まっていると考えられますので、それをどうやってデータフォーマット化して、いざ何か起こったとき、あるいは防災だけの意味ではなくて、博物館活動を展開する上でも、それはきちんとするというのでしょうかね、これだと思えるものが出てくるというのは非常に大切なことだと思っているので、博物館の文化の向上に貢献するという機能を持つ基盤として、ネットワークというのは重要ではないかなと思いました。

そういった意味では、それを実際に展開しようと思ったときに、おっしゃるとおり、法令というものが立ちはだかります。様々な、こうやってみたいのだけれども、その法令でいけるかどうかなどというところ、その法令基盤の共有化、つまりはノウハウの共有という意味でも意味があるのではないかなと思いました。

一方で、その人材の専門性の共有という意味でも一番重要だなとは思っているのですが、今、博物館資料の活用という意味でも、蓄積していく博物館の資料が活用できる状態にあるものが当然のことながら何分の1かになるのですけれども、その母集団を広げていくという意味でも、博物館資料の保存・修復という部分でも、私はこのネットワークというものを活用して、より豊かな博物館資源にしていくという事業の展開もあっていいのかなと思いました。そういった意味では、活動の展開という意味の中でも、使える資料というのでしょうかね、外に出してみたり、それで使ったり、公開したりということに対する博物館の基盤となる文化資源の強化という意味でも、ネットワークというのは重要なのではないかなと思った次第です。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

では続きまして、東京都歴史文化財団のネットワークの御担当をされていると思いますが、佐々木委員からも御意見をお願いいたします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。そうですね。この取組は、期待が大きいというか、現場に有益だと実感しております。ささいなことでも関係者が集まって、いろいろ新しい課題に対応して、お悩み相談から始めるというのも非常に重要で、私は「ぐるっとパス」という都内の国公私立をつなぐ共通パスの事務局をやっていたのですけれども、実は学芸部門ではなく、管理部門とか、施設管理とか、広報とか、そういった皆さんが集まる場所というのは余りないんですね。オリパラを迎えるのにインバウンド対応をどうするか、多言語対応はどうといったところで、気軽にお話しできたりするだけでも随分違ってくるんです。お互いが助け合ったりできますし、ちょっと相談できたりするというので、管理運営も含めたネットワークというニーズも相当あると感じています。

あともう1点、視点を変えますと、文化資源を持っている施設はミュージアムだけではなくて、図書館とか文書館とか、私どもの財団には劇場、ホールもあって、アーカイブもあつたりするんです。なので、文化資源機関のMLA連携とかMALUI連携、大学の持つ学術資料の話も出ていましたけれども、そういったところを意識したモデルケースが見いだせると、よりいいのかなと。

今日お示しの64ページにも出ていましたけれども、コーディネート人材が鍵になってきて、それをどういう人が担うかというのは、まだ確立された職種ではないのですけれども、そこに専念できる人が中核館にいて、専らつないでいくというような役割というのは非常に大事なのかなと感じています。

最近、大きい館ですと、そういったことを交渉する渉外担当の職員がいたり、プロモーション担当の職員がいたり、私なども何かそのような流れで連携のコーディネートもしたのですけれども、芽は出てきているので、そういったところの人材育成の取組、支援、そういうプログラムもあると、随分進むのではないかという気がしております。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

それでは続きまして、青木委員からも是非御意見を頂きたいと思います。

【青木委員】 特別、意見はないのですけれども、といたしますか、ちょっと私も考えがまとまらない、あるいは見えないといいましようか、もちろん、このネットワーク事業といい

ますものに反対するわけではございません。当然、やっていいのは言うまでもないが、しかし、いわゆる一過性ではなく、継続性ということが望まれるということが一つあるかと思えます。

それから、ここがまだよく理解できていないところなんです、ネットワークの形成、ネットワーク事業、いわゆる、従来から言っていた博物館のネットワークという概念になりまますでしょうね。それと今回のこのネットワーク事業という概念規定をもう一度明確にして——これは私、自分自身がということですが、そしてそれぞれの目的、それからその将来性ということをもとに明確化する必要があるのではないかと思います。

また、あと細かなことを言っていけば、これは切りがないことではありますが、さらには、細かなというか、私にとっては惑わすような博物館の取組などがあって、そうなんだということなんだけれどもというようなことでもあります。

ちょっとまとまりませんが、以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。ネットワークという用語の規定を再考した方がいいのではないかと御意見だったかと思えます。

先ほど竹迫委員からも御意見が出ましたが、このネットワークの部分だけ大変細かい記載があるなという印象を受けておまして、その背景は、恐らく文化庁所管課として来年度既に予算化されている部分があったことだと思います。

そのことも踏まえまして、全体を通してバランスの良い書き方が必要かなと思えますので、部分的に細かく書いたり、部分的に大ざっぱに書いたりというまとめ案にはしたくないなと思っております。そうしたことをベースに、今日の御意見を受けながら、またまとめ直しということが必要なのかと感じました。

残り時間もそう多くないのですが、更に御意見のある委員がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思います。

では、半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 すみません。ありがとうございます。皆さんの御意見をお聞きして一つの感想としては、今までの制度議論とこのネットワーク化、連携をどう機能させていくかということとリンクしているのは、登録制度をどのように定期的にチェックしていくのかというチェック機能と結構絡んでいて、そこがきちんと機能しないと、皆さんが心配されている継続性というところが担保できないリスクが生じるのではないかと思います。

そこには、そういう一つの計画についての PDCA システムがきちんと機能して、共通言

語を持つ中でフォーマットされて動いていく計画自体が、持続性を持って継続・発展できるのかというところを制度として抑えるかということが求められるのではないかなと思いました。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、博物館が未来に生きる人たちへの責任を果たすというミッションが、皆さん共通で御理解いただけるとするならば、博物館個々がいかに幸せになれるのかという視点よりは、博物館が幸せになることによって社会に生きている人がいかに幸せになってもらえるのかという視点から、そのために博物館は何をすればいいのかということを考えていけるような一つのよりどころとしての博物館法を発想できたらいいのではないかなと思っています。

ちょうど70年前に博物館法制定に尽力された棚橋源太郎も、当初の理念としては、博物館が活性化して振興していくことによって、日本全体の国民の幸せにつながっていくという信念の下に想起した博物館法ですので、それが70年たった今、どこが変わっているのか、これから何を変えなくてはいけないのかという議論において、その連携ネットワークというのは非常に重要なキーワードですので、しっかりと議論が進めばいいなと思った次第です。

【浜田座長】 おおむね今日の論議を半田委員がまとめてくださった形になったかと思いますが、今回の法改正は、70年前の博物館法制定の原点に立ち返って、国民にとって博物館とは何なのかということを考えながら、我々は意見書をまとめていかないといけないと思っております。

今日はもう時間がほぼ定刻に来てしまったのですが、この審議のまとめ案につきましては、おおむねの方向性は了承いただけたと思いますが、ただ、個々を見ていくと、疎密があったり、不十分な部分があるということが指摘されました。そういうことを踏まえて、これから余り時間を置かない間に、もし御意見がある委員がいれば、事務局に御意見を頂きまして、それを踏まえた修正案を作って、本体の博物館部会に提出できるようにしたいと考えておりますので、御協力をお願いできればと思っております。

今、座長の方で勝手にそのような話で進めてしまいましたが、事務局の方はそんな形でもよろしいでしょうか。

【稲畑補佐】 事務局です。よろしければ、資料4の今後の日程を御説明させていただきながら、その辺りについても御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

では、資料4、通し番号65ページを御覧いただけますでしょうか。本日11月11日にワーキンググループをやっていただきまして、次に12月8日に上の博物館部会の御予定を既に頂いてございます。約1か月あるわけでございますけれども、この間に、先ほど座長がおっしゃったように、皆様から審議のまとめについて御意見を頂いて、それを反映した上で、その反映したものを博物館部会に答申の案としてお示するというようなスケジュールを想定してございます。

従いまして、御意見は是非たくさん頂きたいのですけれども、それを反映する時間が必要ですので、あるいは異なる意見が来たときの調整の時間も必要ですので、できるだけ早く御意見を頂きたいと考えてございます。

その上で、12月20日、これは調整中でございますけれども、文化審議会の総会を年内に開催したいと考えてございまして、この総会で最終的には答申を了承いただくという運びを考えてございます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明にもございましたが、本日御論議いただきました審議のまとめ案につきましては、12月8日の博物館部会において論議した上で、文化審議会総会において、文部科学大臣からの諮問に対する答申として決定するということになるわけです。

博物館部会に提案する内容につきましては、本日頂きました御意見を踏まえまして、また今後、短時間ではありますが、更に追加の御意見を頂いた上で修正したいと思っておりますので、本日、十分に御発言できなかった方については、事務局にメール等で御連絡をいただければと思います。ただし、次回の博物館部会まで1か月弱という、それほど長い時間ではございませんので、短時間で御意見を頂きたいと思っております。その上で、最終的にどのような形で博物館部会に提案するかは、座長であります私に御一任いただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【浜田座長】 それでは、そのように進めさせていただきたいと思っております。

それでは、定刻となりましたので、これで第10回のワーキンググループを閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —